

**令和3年度**

**国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(地方消費者行政関連)**

**令和2年8月**

**大 阪 府**

**1 消費者被害が複雑化・多様化する中で、本府では、高齢消費者等の見守り強化や、若年者への消費者教育推進等に対し、府内市町村と連携して取り組んでいるところである。**

国においては、地方消費者行政強化交付金を措置していただいているところであるが、推進事業について、一般準則で認められている活用年限まで着実に実施でき、かつ新たな課題に対応することができるよう、必要な財源を継続的に確保し、財政面からさらにしっかりと支援いただきたい。併せて、強化事業及び推進事業について、地域の実情に応じて柔軟に活用できるものとされたい。

また、地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用年限が終了した後も、国民生活の安全・安心を確保するため、国において、都道府県及び市町村が必要最低限の消費生活相談体制を維持できるよう、消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置等を行うことについて検討されたい。

(1) 地方消費者行政強化交付金の推進事業について、一般準則で認められている活用年限まで着実に実施できるよう必要な財源を継続的に確保するとともに、令和3年度以降の新規事業についても対象としていただきたい。

- ・ 過去に国により措置された地方消費者行政活性化交付金及び地方消費者行政推進交付金により、府内の市はすべて消費者安全法に規定された消費生活センターの要件を満たすなど、府内の消費者行政の基盤整備が行われ、基礎的な消費者啓発・消費者教育は進んできた。
- ・ このような中、平成30年度より地方消費者行政推進交付金が地方消費者行政強化交付金に変更され交付金予算が大幅に削減されたことにより、府及び府内市町村では、これまで整備してきた消費生活センターの相談員の人件費確保が難しくなり、消費者教育・啓発事業について交付金の一般準則で認められている年限よりも早く事業を打ち切ったり、縮小せざるを得ないなどといった状況が発生している。
- ・ 一方で、地方消費者行政の課題として、高齢消費者等の見守り強化、若年者への消費者教育推進等、複雑化・高度化した課題への新たな対応が求められている。
- ・ しかし、現行制度では、平成29年度までに採択された事業のみが交付金の対象であり、新規事業は対象とならないことから、平成30年度以後、新たに発生する課題への対応が困難になっている。

- ・ このため、推進事業について、地方消費者行政強化交付金の一般準則で認められている活用年限まで着実に実施でき、かつ、新たに発生する課題へ対応することができるよう、必要な財源を継続的に確保し、財政面からさらにしっかりと支援していただきたい。

(2) 地方の実情に応じた消費者行政を推進するため、地方消費者行政強化交付金について、強化事業及び推進事業ともに、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるメニューにしていきたい。具体的には、地方消費者行政のニーズに応じて、同交付金を、基盤整備や地方消費者行政の課題に活用できるものにしていただきたい。

- ・ 地方消費者行政の課題は、国が取り組むべきとして示されているものよりも、住民に身近なところで生じているものが多く、交付金は、地域の実情に合わせて柔軟に活用できるものにしていただきたい。

**【強化事業メニューと府・府内市町村のニーズとのずれの例】**

① 消費者安全確保地域協議会の構築等

高齢者等の消費者問題に関する見守りの強化が重要であるという認識は一致しているが、当該協議会組織を構築することのできる市町村は数多くなく、地域の事情により当該協議会組織を構築できない場合でも、「見守りの強化」を図るための啓発事業などへの支援が必要である。

② 若年者への消費者教育の推進

「成年年齢引下げ」対応に関するものへの支援だけではなく、「消費者市民」育成のための幅広いものとする必要がある。

(3) 地方消費者行政強化交付金の推進事業の活用年限が終了した後も、引き続き国民生活の安全・安心を確保するため、国において、都道府県及び市町村が必要最低限の消費生活相談体制を維持できるよう、消費生活相談体制の基盤部分に対する新たな措置等を行うことについて検討されたい。

- ・ 消費生活相談員の確保が困難な状況に加え、近年度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事象が発生している。こうした中、消費生活相談窓口へ寄せられる相談件数は急増し、その内容も非常に多岐にわたるなど、消費生活相談のニーズは高まる一方であるが、消費生活相談員の不足等により、消費生活相談体制の維持が困難になることが危惧される。

国は、全国の消費者行政の質の確保及び全体の底上げを政策目標として掲げ、地方にその実現を促すのであれば、消費生活相談を社会の重要な基盤として位置付け、消費生活相談体制の最低限の基盤部分に対して、新たな措置等を行うことについて検討されたい。

**【最低限の基盤部分に対する新たな措置等の例】**

- ・消費生活相談体制を維持するための最低限の人員費等の国庫負担金化
- ・消費生活相談員が在宅で相談業務が実施できるよう、ICTを活用したテレワーク環境の整備
- ・国によるICTを活用したデジタル広報やデジタル教材の開発・作成と地方公共団体への提供

**2 消費者庁におかれては、生活関連物資や医療衛生物資の不足等の事態が発生又は発生するおそれがある場合に、消費者行政の司令塔として、PIO-NET等で収集した情報を積極的に活用し、国民生活安定緊急措置法等に基づき、主務大臣が生活関連物資等の安定供給のための必要な措置を迅速かつ的確に講じるよう、関係省庁へ働きかける等の対応を行われたい。**

**併せて、具体的措置等について、国民（消費者）に、迅速に正しい情報を発信されたい。**

- ・ 今般の新型コロナウイルス感染症の発生に際し、トイレットペーパーについて、本年3月から約1ヶ月間、入手困難な事態が継続した。また、国民生活安定緊急措置法及び同施行令に基づき転売が禁止されている衛生マスク及び消毒液等についても、相当期間入手が困難となったほか、体温計については、平時の5倍の価格で販売される事態も発生した。
- ・ 消費生活相談窓口への相談件数も急増し、本府では、その要因の一つであるトイレットペーパーやマスク、消毒液の不足や高額販売に関する多くの相談について、消費者への適切な対策等の提示が困難で、助言・対応に苦慮しているところである。
- ・ 本府では、府内スーパーマーケットを対象に需給量・価格調査を実施するとともに、PIO-NETにより全国の相談情報を収集したところ、販売業者による売惜しみや買占めが原因ではなく、SNS等の誤った情報の拡散による消費者の買い急ぎ・買い溜めや慢性的な品不足が要因で、全国で同様の事態が発生していたことが判明した。

- ・ 今般のような生活関連物資の不足又は価格の高騰等の消費者問題については、地域（地方自治体）で対応できる問題ではなく、国民生活の安全・安心を確保するためには、国において原因等を分析し、再発防止策を講じることが必要である。
- ・ 消費者庁におかれては、関係省庁の衛生マスク及び消毒液の転売規制等の今般の消費者問題への対応状況について検証し、今後同様の問題が発生又は発生のおそれがある場合には、消費者行政の司令塔として、P I O－N E T等で収集した生活関連相談情報を積極的に活用することによりその原因等を分析し、国民生活安定緊急措置法及び同施行令その他の関係法令に基づき、権限を有する主務大臣が、物資指定、売渡しの指示及び転売規制等、生活関連物資等が安定して供給されるための必要な措置を迅速かつ的確に講じるよう、関係省庁へ働きかける等の対応を行われたい。

併せて、具体的措置等について、国民（消費者）に、迅速に正しい情報を発信されたい。

令和2年8月

大阪府知事 吉 村 洋 文